

地域の防災活動にお役立てください!

羽曳野市自主防災組織活動補助金制度 申請の手引き

【趣 旨】

安全で安心して暮らせる災害に強いまちづくりを行うため、地域のみなさまによる防災活動費用の一部を補助する制度です。

地域で防災活動を始めるきっかけづくりに、更なる活動の充実にお役立てください。

【補助金制度利用対象】

次の①又は②の団体が対象です。

① 自治会・町会

(※自治会・町会とは、羽曳野市に登録されている団体)

②自治会や町会をつくられていない地域において、当該地域の課題を解決することを目的に、おおむね10以上の世帯で自主的に組織された団体

【補助対象となる期間】

4月1日～翌年3月31日まで

※申請は、この期間において1団体当たり1回とします。

【補助内容】

補助金の額は、補助金の交付の対象となる経費(※1)に2分の1を乗じた額(1,000円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨てた額)を交付します。

ただし、自治会等の世帯数に応じて上限額(※2)があります。

※1 補助金の交付の対象となる経費

○防災啓発活動、防災訓練に係る経費

講師謝礼、印刷費、会場使用料、消耗品、保険料 など

○防災活動に係る物品購入に係る経費

備蓄物資購入費、資機材購入費 など

(例)担架・救急セット・工具類(スコップ・バール・ハンマーなど)・防災倉庫
チェーンソー・はしご・ロープ・リアカー・土のう・ヘルメット・ブルーシート・発電機・投光器・コードリール・テント・毛布・簡易トイレ・炊き出し用品・コンロ・給水タンク・ラジオ・非常食・長期保存水 など

★補助対象にならない経費

- 飲食代金（内容によって該当する場合がありますのでご相談ください。）
 - 参加者の宿泊費
 - 娯楽・観光施設の入場料(学習目的での施設見学などの場合は対象です。)
 - 集会所の光熱水費等、団体の運営や維持のために必要な経費
 - 個人への支給品にかかる経費（景品・賞品・参加記念品の購入費など）
 - 多額の謝礼金など社会通念上適当でないと思えた経費
(心づけやチップ、団体役員等への謝礼等は対象となりませんが、実費弁償に相当する謝礼は対象です。)
 - 防災備品(補助対象物品等)の維持及び管理に必要な経費(燃料、修理代など)
 - 領収書等により支払いが明確にできない経費
 - 消火器・AED は対象外
- ★補助対象の経費などについては事前にご相談ください。

※2自治会等の世帯数に応じた補助金の上限額

世帯数区分	補助限度額
50 世帯未満	20,000 円
50 世帯以上 100 世帯未満	30,000 円
100 世帯以上 200 世帯未満	40,000 円
200 世帯以上 400 世帯未満	70,000 円
400 世帯以上	90,000 円

世帯数は本市へ届出られた会員世帯数とします。

【書類の提出先】

- 持参の場合 羽曳野市 危機管理部危機管理課（市役所別館3階）
（平日の午前9時から午後5時30分まで）
- 郵送の場合 〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1-1
羽曳野市 危機管理部危機管理課 宛
※必ず封筒に「羽曳野市自主防災組織活動補助金申請書在中」と明記してください。

【補助金交付までの流れ】 ※①から④の手続きなどを行ってください。

〈手順〉	〈提出書類〉
①補助金交付申請	(様式第1号) 羽曳野市自主防災組織活動補助金交付申請書 (様式第2号) 事業計画書及び予算書 見積書の写し など

申請書類を審査し、約1～2週間後に交付決定を通知します。

②事業実施

事業を中止又は変更される場合は
(様式第4号)羽曳野市自主防災組織活動補助事業変更(中止)
承認申請書を提出してください。

③補助金実績報告 ※3月31日までに実績報告を行ってください。

(様式第5号) 羽曳野市自主防災組織活動補助金実績報告書
(様式第6号) 事業報告書及び決算書
(様式第7号) 羽曳野市自主防災組織活動補助金交付請求書
領収書の写し又は支払いが確認できる書類
記録写真 など

※事業終了後、速やかに提出してください。

報告書類を審査し、補助する金額を確定します。

補助金を所定の口座に振込みます。

【その他】

- 補助金交付申請の添付書類のうち、物品を購入される場合は仕様がわかるもの(カタログなど)を添付してください。
- 補助金実績報告の添付書類として、領収書の写しや記録写真などが必要ですので、書類の保管や準備をお願いします。
- 事業の中止や変更をされる場合は、危機管理課までご相談ください。
- 書類は、市ウェブサイトからダウンロードできますので、活用ください。
市ウェブサイト→組織からさがす→危機管理部→危機管理課
- 補助金は予算の範囲内で交付することとしています。

【問い合わせ先】

〒583-8585 羽曳野市誉田4丁目1-1

羽曳野市 危機管理部 危機管理課

TEL: 072-958-1111 (内線 2721) FAX: 072-957-1371

Eメール: kikikanri@city.habikino.lg.jp